

設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月29日

設楽町長 土屋 浩

令和 7 年設楽町条例第 2 1 号

設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

設楽町職員の育児休業等に関する条例(平成17年設楽町条例第42号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第19条第 3 項」を「第19条第 6 項」に、「及び第 2 項」を「から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第19条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「短時間勤務職員」という。)」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業(育児休業法第19条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」の承認は、正規の勤務時間(設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年設楽町条例第41号。以下「勤務時間条例」という。))第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間(非常勤職員(短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 1 号部分休業」という。))の承認は」に改め、同条第 2 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷

又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項中「除く。)が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条中「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の設楽町職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

設楽町職員の育児休業等に関する条例（平成17年設楽町条例第42号）新旧対照表

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び<u>第19条第6項</u>において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）勤務日の日数_____を考慮して町長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。次条において同じ。） （第1号部分休業の承認） 第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は</u> _____ _____ _____ _____ _____	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第12条及び<u>第19条第3項</u>において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項_____並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）を除く。_____） （部分休業_____の承認） 第20条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年設楽町条例第41号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（<u>短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）を</u>

____、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条の規定により町長が規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の養育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当

いう。）の始め又は終わりににおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条の規定により町長が規則で定める特別休暇（生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の養育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業____の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第21条 職員（会計年度任用職員を除く。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額）を

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第21条 職員（会計年度任用職員を除く。）が _____
_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額）を

減額して支給する。 2 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する</u> <u>育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、</u> <u>職員が第3項変更をしたときとする。</u>	減額して支給する。 2 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用す</u> <u>る</u> _____。
--	---